ASEANにおける職務発明制度について

TMI総合法律事務所

弁理士 鎌田 徹



職務発明制度概要一覧

	発明・考案・創作に 伴う権利の帰属 (原則)	職務発明・創作 制度の有無	発明・考案・創作に 伴う権利の帰属 (職務)	発明・創作報奨 制度の有無
1. ブルネイ	発明者	0	使用者	×
2. カンボジア	発明者	0	使用者	×
3. インドネシア	発明者	0	使用者	〇(特許のみ)
4. ラオス	規定無し	0	使用者	×
5. マレーシア	発明者	0	使用者	〇(特許のみ)
6. ミャンマー	_	_	_	_
7. フィリピン	発明者	0	使用者	×
8. シンガポール	発明者	0	使用者	×
9. タイ	発明者	0	使用者	0
10. ベトナム	発明者	0	使用者	△ (一般的報奨制度)



1. ブルネイ(発明)

- (1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属(ブルネイ特許令第19条)
- (2)職務発明制度の有無 有り(ブルネイ特許令第50条)
- (3)職務発明の要件と効果

要件:①職務過程性及び②発明予測性(ブルネイ特許令第50条(1)(a))、又は③使用者利益促進義務を負っていること(ブルネイ特許令第50条(1)(b))

効果:発明の使用者への帰属

(4)発明報奨制度 無し



1. ブルネイ(考案・小発明)

ブルネイには考案(小発明)を保護する制度が存在しません。



1. ブルネイ(意匠の創作)

- (1) 意匠の創作に伴う権利の帰属 原始的には創作者に帰属(ブルネイ意匠法第8条(1))
- (2)職務創作制度の有無 有り(ブルネイ意匠令第8条(2)(3))
- (3)職務創作の要件と効果 要件:①職務中又は見習い期間中の創作(ブルネイ意匠
- 令第8条(2)、②委託義務中の創作(ブルネイ意匠令第8条(3))
 - 効果: 意匠所有権の使用者への帰属
- (4)創作報奨制度 無し



2. カンボジア(発明)

- (1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属(カンボジア特許法第10条)
- (2)職務発明制度の有無 有り(カンボジア特許法第14条)
- (3) 職務発明の要件と効果 要件: 雇用契約履行中の発明(カンボジア特許法第14条) 効果: 特許を受ける権利の使用者への帰属(カンボジア特

許法第14条)

(4)発明報奨制度 無し



2. カンボジア(考案・小発明)

- (1)小発明は、実用新案として保護され、その保護のための証明書として実用新案証が発行(カンボジア特許法第3章(第69条から第76条))
- (2)実用新案証を受ける権利について、特許の規定である第 10条から第15条を準用
- →実用新案証を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



2. カンボジア(意匠の創作)

- (1) 意匠の創作は、意匠権として保護(カンボジア特許法第5章(第89条から第113条))
- (2)意匠登録を受ける権利について、特許の規定である第10 条から第15条を準用
- →意匠登録を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



(1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属

インドネシア特許法第10条

- (1) 特許を受ける権利を有する者は、発明者又はその発明者の権利を後に受け継いだ者である。
- (2) 発明が複数の者により共同でなされた場合には、 当該発明に対する権利は当該複数の発明者で 共有される。



- (2)職務発明制度の有無 有り(インドネシア特許法第12条)
- (3)職務発明の要件と効果

要件:雇用契約履行中の発明(インドネシア特許法第12条 (1))

効果:特許を受ける権利の使用者への帰属(インドネシア 特許法第12条(1))

(4)発明報奨制度 有り(インドネシア特許法第12条(3)~(5))



- インドネシア特許法第12条((1)~(3))
- (1)雇用契約において別段の定めがない限り、なされた発明 に対して特許を受ける権利を有するのは、使用者である。
- (2)(1)にいう規定は、その雇用契約が発明をなすことを義務付けていないとしても、当該職務において利用できる資料及び設備を使用した従業者又は作業者によりなされた発明に対しても適用される。
- (3)(1)及び(2)にいう発明者は、当該発明から得ることができる経済的利益を考慮して、相当な対価を受ける権利を有する。



3. インドネシア(発明報奨制度)

(1)対価の額

発明から得られる経済的効果に見合う額(インドネシア特 許法第12条(3))

(2)対価の額に不服ある場合 相当の対価の額は関係当事者によって定められる 合意が得られない場合、商務裁判所がそれに対する判決 を与える(インドネシア特許法第12条(5))

(3)対価の支払い方法

定額又は一括報酬、歩合、又はそれらの組み合わせなど、 両者が合意できれば様々な支払い態様が採用されうる (インドネシア特許法第12条(4))



- インドネシア特許法第12条((4)~(6))
- (4)(3)にいう対価は、次の方法で支払うことができる。
- (a) 定額又は一括的報酬
- (b) 歩合
- (c) 一括的報酬と贈与又は特別賞与との組合せ
- (d) 歩合と贈与又は特別賞与との組合せ,又は
- (e) 両者が合意するその他の形態 その額は,関係当事者により定められる。
- (5) 対価の額の算出方法及び算定に関して合意が得られない場合には、それに対する判決を商務裁判所が与えることができる。
- (6)(1),(2)及び(3)にいう規定は,特許証においてその名前を記載するための発明者の権利を排除するものではない。

3. インドネシア(考案・小発明)

- (1)小発明は、小特許として保護(インドネシア特許法第104 条から第108条))
- (2)小特許を受ける権利について、特許の規定である第10条 から第12条を準用
- →小特許を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



3. インドネシア(意匠の創作)

(1) 意匠の創作に伴う権利の帰属 原始的には創作者に帰属

インドネシア意匠法第6条

- (1) 意匠権を受ける権利を有する者は、創作者又は創作者 から権利を譲渡された者である。
- (2) 創作者が複数者からなる場合は、別途契約がある場合を除き,意匠権はそれらの者に共同で与えられる。



3. インドネシア(意匠の創作)

- (2) 職務創作制度の有無 有り(インドネシア意匠法第7条)
- (3)職務創作の要件と効果

要件:職務中の創作、職務中の注文による他者の創作(イ

ンドネシア意匠法第7条(1)(2))

効果:創作に伴う権利の使用者(意匠を創作させた者)

への帰属

(4)創作報奨制度 無し



3. インドネシア(意匠の創作)

インドネシア意匠法第7条

- (1) 意匠が他の者との関連で職務としてその労働環境において創作された場合は、その意匠を創作させた者が意匠権者である。ただし、意匠の使用が職務以外に展開される場合は、創作者の権利を損わない範囲で、両者の間に別途合意がある場合はこの限りでない。
- (2)(1)の規定は,職務の中でなされた注文に基づいて他の者が創作した意匠に対しても適用する。
- (3) 意匠が雇用関係又は注文に基づいて創作された場合は、 両者の間に別途合意のない限り、その意匠を創作した者 が、創作者であり意匠権者であるものとみなされる。



4. ラオス(発明)

- (1)発明に伴う権利の帰属 発明は、特許として保護されるが、特許を受ける権利の帰属について明文の規定無し
- (2)職務発明制度の有無 有り(ラオス知的財産法第44条)
- (3)職務発明の要件と効果

要件:雇用中の発明(ラオス知的財産法第44条)

効果:発明に伴う権利の使用者への帰属(ラオス知的財産

法第44条)

(4)発明報奨制度 無し



4. ラオス(考案・小発明)

- (1)小発明は、小特許として保護(ラオス知的財産法第3条第3号、第6号、第7号及び第14条)
- (2)小特許を受ける権利について、特許等と同様にラオス知的財産法第44条に規定
- →小特許を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



4. ラオス(意匠の創作)

- (1) 意匠の創作は、意匠権として保護(ラオス知的財産法第3 条第3号)
- (2) 意匠登録を受ける権利について、特許等と同様にラオス 知的財産法第44条に規定
- →意匠登録を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



5. マレーシア(発明)

(1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属

マレーシア特許法第18条

- (1)何人も、単独で又は他人と共同して特許を出願すること ができる。
- (2)第19 条に従うことを条件として、特許を受ける権利は、 発明者に属するものとする。
- (3)2以上の者が共同して発明をしたときは、特許を受ける権利は、これらの者に共同に属するものとする。



5. マレーシア(発明)

- (2) 職務発明制度の有無 有り(マレーシア特許法第20条)
- (3)職務発明の要件と効果

要件:雇用契約履行中の発明、発明非従事者ではあるが使用者の情報又は手段を用いた発明(マレーシア特許法第20条(1))

効果:発明に伴う権利の使用者への帰属(マレーシア特許 法第20条(1))

(4)発明報奨制度 有り(マレーシア特許法第20条(1)(2))



5. マレーシア(発明報奨制度)

(1)対価の額

雇用契約に発明をなすことが含まれていれば、その雇用契約が締結されたときに当事者が合理的に予想する範囲をはるかに超える経済的価値を獲得した場合は、発明者は公正な報酬を受ける権利を有する(マレーシア特許法第20条(1))

雇用契約に発明をなすことが含まれていない場合には、発明をなした時点で公正な報酬を受ける権利を有する(マレーシア特許法第20条(2))

(2)対価の額に不服ある場合

合意が得られない場合、裁判所がそれに対する判決を与える(マレーシア特許法第20条(1))



5. マレーシア(発明報奨制度)

マレーシア特許法第20条((1))

(1)雇用契約又は業務遂行契約に別段の規定がない場合は、 その雇用契約の履行又はその業務の遂行によって行われ た発明に関して特許を受ける権利は、使用者又は場合によ り業務委託者に属するとみなす。

ただし、その発明が、雇用契約又は場合により業務遂行契約が締結されたときに当事者が合理的に予想することができたものよりも遥かに大きな経済的価値を獲得した場合は、発明者は、公正な報酬を受ける権利を有するものとし、当事者間に合意が成立しない場合は、裁判所がその報酬を定めることができる。



5. マレーシア(発明報奨制度)

マレーシア特許法第20条((2)~(3))

(2)雇用契約上、発明活動に従事する義務を負わされていない従業者が、その使用者から使用を委ねられている情報又は手段を使用し、使用者の業務分野における発明をしたときは、その発明に関して特許を受ける権利は、雇用契約に別段の規定がない場合は、使用者に属するとみなす。ただし、従業者は、公正な報酬を受ける権利を有するものとし、この報酬は、当事者間に合意が成立しない場合は、裁判所が従業者の給与、その発明の経済的価値及び使用者がそれから得る利益を考慮して定めることができる。

(3)(1)及び(2)に基づいて発明者に与えられる権利は、契約に よって制限することができない。



5. マレーシア(考案・小発明)

- (1)小発明は、実用新案として保護(マレーシア特許法第IVA部(第17条から第17C条))
- (2)実用新案登録を受ける権利について、特許の規定である 第18条から第22条を準用
- →実用新案を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



- (1) 意匠の創作に伴う権利の帰属 原始的には創作者に帰属(マレーシア意匠法第10,11条)
- (2) 職務創作制度の有無 有り(マレーシア意匠法第10条)
- (3)職務発明の要件と効果 要件:委託の遂行による創作、業務遂行中の創作 効果:創作に伴う権利の使用者への帰属
- (4)創作報奨制度 無し



マレーシア意匠法第10条((1)~(3))

- (1) 本条に従うことを条件として、意匠の創作者は、本法の適用上、意匠の原所有者として扱われる。
- (2) 意匠が金銭又は金銭的価値を以ってする委託の遂行により創作される場合は、当該意匠を委託する者は、当事者間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われる。
- (3)(2)に該当しない場合において、意匠が業務遂行中の従業者により創作されるときは、当該従業者の使用者は、当事者間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われる。



マレーシア意匠法第10条((4)~(6))

- (4) 意匠の原所有者又は意匠の何らかの権利の譲受人は、 意匠における当該人の権利の全部又は一部を、書面を 以って他人に譲渡することができる。
- (5) 意匠、又は意匠を何らかの物品に適用する権利が、 譲渡、移転又は法の適用の何れによるかを問わず、原所 有者とは別の他人に単独で又は原所有者と共同で付与さ れる場合は、当該他人、又は場合により原所有者及び 当該他人は、第11条の適用上、意匠の原所有者として 又は当該物品に係る意匠の原所有者として扱われる。
- (6) コンピュータにより創造される意匠であって人間が創作者でない場合は、意匠の創造に必要な準備をした者が創作者として扱われる。

マレーシア意匠法第11条

- (1) 意匠の原所有者は、意匠の登録出願権を有する。
- (2) 2以上の者が意匠の権利を所有する場合は、これらの者の間に別段の合意があればこれに従うことを条件として当該権利を所有し、共同で行動する者はすべて、意匠の登録出願権を有する。



6. ミャンマー

特許法・意匠法が未施行のため、職務発明・職務創作に関する規定も運用されておりません。



7. フィリピン(発明)

- (1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属(フィリピン知的財産法第28条)
- (2)職務発明制度の有無 有り(フィリピン知的財産法第30条)
- (3) 職務発明の要件と効果 要件: 職務中の発明(ただし、発明行為が正規の職務の範 囲内であること要) 効果: 発明に伴う権利の使用者への帰属
- (4)発明報奨制度 無し



7. フィリピン(考案・小発明)

- (1)小発明は、実用新案として保護(フィリピン知的財産法第 108条から第111条)
- (2)実用新案登録を受ける権利について、特許の規定である 第28条及び第30条を準用
- →実用新案登録を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



7. フィリピン(意匠の創作)

- (1) 意匠の創作は、意匠権として保護(フィリピン知的財産法 第112条から第120条))
- (2) 意匠登録を受ける権利について、特許の規定である第28 条及び第30条を準用
- →意匠登録を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



8. シンガポール(発明)

- (1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属(シンガポール特許法第19条)
- (2)職務発明制度の有無 有り(シンガポール特許法第49条(1))
- (3) 職務発明の要件と効果 要件: 従業者による発明(シンガポール特許法第49条(1))

効果:発明に伴う権利の使用者への帰属

(4)発明報奨制度 無し



8. シンガポール(考案・小発明)

シンガポールには考案(小発明)を保護する制度が存在しません。



8. シンガポール(意匠の創作)

- (1) 意匠の創作に伴う権利の帰属 原始的には創作者に帰属(シンガポール意匠法第4条)
- (2)職務創作制度の有無 有り(シンガポール意匠法第4条)
- (3) 職務創作の要件と効果 要件:委託の履行による創作、雇用中の創作(シンガポール意匠法第4条(1)~(4)) 効果:発明に伴う権利の使用者への帰属
- (4)発明報奨制度 無し



9. タイ(発明)

- (1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属(タイ特許法第10条)
- (2)職務発明制度の有無 有り(タイ特許法第11条)
- (3)職務発明の要件と効果 要件:雇用契約履行中の発明(タイ特許法第11条)

効果:発明に伴う権利の使用者への帰属(タイ特許法第11

条)

(4)発明報奨制度 有り(タイ特許法第12条)



(1)対価の額

従業者の賃金、発明の重要性、発明から派生したか又は派生が見込まれる利益及び省令に規定する他の状況を斟酌して従業者に適当と思われる報酬額(タイ特許法第12条)

(2)対価の請求方法

省令の規則及び省令に定める手続に従い特許庁長官に 提出



タイ特許法第10条

発明者は、特許を出願すると共に発明者として特許に名称を記載される権利を有する。特許を出願する権利は、譲渡 又は承継により移転することができる。特許を出願する権利 の譲渡は、書面で行わなければならず、また、譲渡人及び譲 受人の署名を必要とする。



タイ特許法第11条

雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明の特許を出願する権利は、その契約に特に定めがない限り使用者又は業務委託者に帰属するものとする。第1段落の規定は、雇用契約上従業者が発明活動を行うことを義務付けられてはいないものの、雇用契約にき自由に利用することのできる手段、データ又は報告を使用して発明を行った場合にも適用するものとする。



タイ特許法第12条

第11条第1段落に規定された状況において発明活動を奨励 し従業者に公平を期するため、従業者の行った発明から使用 者が利益を受ける場合は、かかる従業者は、通常の賃金の 他に報酬を受ける権利を有するものとする。

第11条第2段落に規定された従業者たる発明者は、報酬を受ける権利を有するものとする。かかる報酬を受ける権利は、契約規定によって排除することができない。

本条第1段落及落に基づく報酬の請求は、省令の規則及び省令に定める手続に従い長官に提出しなければならない。長官は、従業者の賃金、発明の重要性、当該発明から派生したか又は派生が見込まれる利益及び省令に規定する他の状況を斟酌して従業者に適当と思われる報酬額を定める権限を有するものとする。

9. タイ(考案・小発明)

- (1)小発明は、小特許として保護(タイ特許法第65条の2から 第65条の10)
- (2)小特許を受ける権利について、特許の規定である第10条 から第12条を準用
- →小特許を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



9. タイ(意匠の創作)

- (1) 意匠の創作は、意匠権として保護(タイ特許法第56条から 第65条)
- (2) 意匠登録を受ける権利について、特許の規定である第10条から第12条を準用
- →意匠登録を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



10. ベトナム(発明)

- (1)発明に伴う権利の帰属 原始的には発明者に帰属(ベトナム知的財産法第86条)
- (2)職務発明制度の有無 有り(ベトナム知的財産法第86条)
- (3)職務発明の要件と効果

要件:提供された資金及び施設を用いた発明(ベトナム知的財産法第86条(1))

効果:発明に伴う権利の使用者への帰属(ベトナム知的財産法第86条(1))

- (4)発明報奨制度
 - 一般条項あり(対価について支払い実績あり)



10. ベトナム(考案・小発明)

- (1)小発明は、実用新案として保護(ベトナム知的財産法第58 条第2項)
- (2)実用新案登録を受ける権利について、特許の規定である 第86条を準用
- →実用新案登録を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。



10. ベトナム(意匠の創作)

- (1) 意匠の創作は、意匠権として保護(ベトナム知的財産法第63条から第67条))
- (2)意匠登録を受ける権利について、特許の規定である第86 条を準用
- →意匠登録を受ける権利の取り扱いは、特許に準じる。

